

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3180 号 2016.8.11 発行

「実はリスクだらけ」富裕層のタックスヘイブン “脱法、課税逃れ 国税当局の「網」は甘くない 産経新聞 2016年8月10日  
タックスヘイブン税制の仕組み。法律の「網」は徐々に狭められている

タックスヘイブン（租税回避地）の利用実態を暴露した「パナマ文書」が、国内外の話題をさらったのは記憶に新しい。グローバル企業や富裕層だけがタックスヘイブンを使って違法スレスレの課税逃れができる「現実」がクローズアップされた。それを目の当たりにして、所得格差が広がる日本でも「持てる者」と「持たざる者」との不公平感が高まっている。専門家はこうした安易な“節税、策に警鐘を鳴らすが…。

### ある富裕層の想定例

〈多額の金融資産をもつ関西在住の男性Aさんが大阪市内の税理士事務所を訪れ、こんな相談をした。

Aさん「数年前からタックスヘイブンに登記した資産管理会社名義でシンガポールの投資銀行に200万ドル（約2億1千万円）を預けて運用しているが、現地に貯まっている利子・配当を日本へ戻したい」

税理士「これまで財産や利子・配当を申告していますか」

Aさん「ばれないと思ってしていない」

税理士「必ず税務調査が入って追徴課税されます。私たちにはどうしようもありませんね」

国税関係者は「これは極端な例」と前置きしながらも、パナマ文書流出のニュースに触れた富裕層によるこうした事態を想定する。

利子・配当に税金がかからないタックスヘイブンに隠したつもりの資産と、その資産が生み出す利子・配当が日本の国税当局に必ず把握されるのにはワケがある。国内の金融機関は、100万円を超える金額を海外へ送金したり、海外からの送金を受け取ったりした場合に「国外送金等調書」を口座の持ち主の住所を管轄する税務署へ提出する義務があるためだ。

### すぐに資産露見、税務調査へ

Aさんの場合、調書には相手国としてシンガポールが明記され、送金者である資産管理会社と投資銀行の名称、送金金額などが記載される。調書を受け取った税務署は、Aさんに送金の具体的な取引内容を確認するための文書を送付する。

これまでAさんが利子・配当の確定申告や国外財産の届け出をしていないことが容易に判明するため、すぐさま税務調査が入ることになる。

タックスヘイブンに法人を設立し、法人名義でお金を預けること自体は違法ではない。



しかし、Aさんが法人から利子・配当を受け取っていないとしても、日本の国税当局はAさんが日本で収入を得たものとして所得税を課税できる。

資産課税に詳しい金井義家公認会計士・税理士は「タックスヘイブンに資産管理会社をつくっても日本政府の課税権は消えないので、まじめに申告していたらメリットは皆無。ということは、タックスヘイブンに会社に持っている人は怪しいわけで、所得税や相続税を脱法的に免れている可能性がある」と指摘する。このため、「パナマ文書に名前が出てくる大企業や個人の大半は『シロ』だが、個人の中に『クロ』が必ずいる」とみる。

### 政治家やスターの名前

パナマ文書とは、ICIJ（国際調査報道ジャーナリスト連合）が5月10日、ウェブサイトで全世界に向けて公表した1150万件の膨大な資料を指す。タックスヘイブンの一つ、パナマに所在するモサック・フォンセカという法律事務所から内部告発者が持ち出した40年間にわたる租税回避の記録だ。

世界には、国の規制や法律の効力が届かず、非居住者に対する税金がほとんどかからない「オフショア」と呼ばれる地域があり、タックスヘイブンはその一形態だ。富裕層たちは正体を隠して財産を預けるためにオフショアを利用するのだが、そもそもオフショアは規制や法律の庇護下にはないという矛盾をはらむ。

そこで富裕層たちがオフショアに財産を安心して隠せるようにするためのサービスを提供するのが、モサック・フォンセカをはじめとする法律事務所やグローバルな会計事務所だ。

パナマ文書には、モサック・フォンセカの顧客である約140人の政治家や官僚らの名前、200カ国・地域の人物に関係する21万4千社超の法人が含まれている。ウクライナ大統領、サウジアラビア国王のほか、ロシアのプーチン大統領の知人や中国の習近平国家主席の親族らが名を連ね、サッカーのスーパースター、メッシ選手と父親の名前も見つかっている。

中には400以上の日本人や日本関連企業に関する資料もあった。警備業大手セコムの創業家やCCCホールディングス社長、楽天の三木谷浩史会長兼社長らが名を連ねた。年金消失事件で実刑判決を受け、先月収監された旧AIJ投資顧問の浅川和彦元社長も「タックスヘイブンに設立された法人の株主としてパナマ文書に記録されている」とロイター通信などが報じている。

### 合法だが「不公平」

こうしたタックスヘイブンを經由してグローバル金融機関に資金を預けることができるのは一握りの富裕層だけ。日本人が日本に居住しながら海外の金融機関で資産運用するケースでは最低でも100万ドルは必要だ。

また、世界各国が投資を呼び込むために法人税率引き下げや特定の所得の税制優遇を競う競争が繰り返された結果、いずれの国でも税収が減っている。それを補うために、低所得者ほど負担が重い消費税の税率が引き上げられてきた。

英国人ジャーナリスト、ニコラス・シャクソン氏は著書『タックスヘイブンの闇』（2011年）で「オフショアの仕組みは途上国の課税基盤を蝕み、貧富の格差を拡大させている。オフショアに集まった巨額の登記マネーがリーマン・ショックを引き起こした」と厳しく批判している。

各国課税当局も手をこまねいているわけではない。6月30日から7月1日にかけて京都で開かれた経済協力開発機構（OECD）租税委員会では、加盟国が悪質なタックスヘイブンをブラックリストで名指しするための基準を策定することで合意した。

具体的には、各国間で非居住者の銀行口座情報を自動的に交換する枠組み（2017年スタート）に参加しているか▽租税情報を交換する条約に署名しているか▽既存の情報交換協定に対する取り組みが十分と評価されているか—の3項目を設けることで合意。原則として2項目を満たさなければブラックリストの掲載対象となる。リストは来年にも作成し、制裁を科すことも検討するという。

これまではOECDが課税逃れ対策を講じても、肝心のタックスヘイブンの協力が得られなかった。今回のブラックリスト基準の策定により、OECDはタックスヘイブンが制裁を恐れて情報交換に応じることを期待するが、80年の歴史をもつタックスヘイブンが協力姿勢に転じるか否かは不透明だ。

### 狭まる法律の「網」

実は、国税当局が富裕層の海外資産の全体像を正確に把握することは容易ではない。

平成26年から5千万円超の海外資産には「国外財産調書」の提出が義務づけられ、虚偽記載や未提出には罰則規定も盛り込んだ。しかし、27年に提出されたのは全国で8184件、総財産3兆1150億円。ある税理士は「故意、過失を含め提出していない人が多いのではないか」と話す。

海外に日本の調査権は及ばないため、金融機関の口座や不動産登記を直接調べることはできない。

こうした難点を補完するための仕組みが、OECD租税委で合意した各国間の情報交換とブラックリスト制度なのだ。

加えて、政府は法整備を急いでおり、OECD租税委の議長を務めた浅川雅嗣財務官は6月の講演で「来年度もかなり税制改正がある」との見通しを語った。法の「網」は徐々に狭められているといえる。

### 日本の富裕層は…

ひるがえって日本国内の富裕層はどうなっているのか。金井氏は「相続対策を失敗するケースが少なくない。海外を利用した相続対策は本当はリスクだらけ」と指摘する。

海外の金融機関は、日本には存在しない魅力的な保険商品や信託を用意している一方で、自己責任の原則と語学の問題が立ちはだかる。不動産投資も高い利回りが期待できる半面、信頼できる仲介者が極めて限られていたり、情報、土地勘が不足していたりするデメリットは無視できないという。

海外に預けた金融資産や不動産が生み出す利子・配当や地代家賃は、日本で所得税と住民税が課税される。国内の金融機関で得た利子・配当には分離課税（他の所得と合算せずに課税）で税率20%であるのに対し、海外から得た利子・配当や地代家賃には総合課税で10～55%の累進税率が適用される。

また、相続税や贈与税が無いか税率が非常に低い国・地域に移住（1年の半分以上を過ごす）して、海外資産に対する課税を回避する場合でもハードルはかなり高い。日本で課税されないためには被相続人（贈与者）と相続人（受贈者）いずれも移住して5年経過することが必要だ。

金井氏は強調する。

「日本に住んで、政府に守られて日々安心して暮らせる。日本に税金を納めるのは当然のことだ」



### 【特別レポート】パナマ文書に出てきた男たちを追え!～国税と大金持ちの終わらない戦い、その内実

現代ビジネス 2016年7月26日  
南国リゾートの趣溢れる英領ヴァージン諸島。

[PHOTO] gettyimages

ジャーナリスト 清武英利

富裕層の資産を運用し「カネ守り」とも称されるプライベートバンカー。ペーパーカンパニー作りから逃税策まで指南する男たちを追ったジャーナリスト・清武

氏が、身近にも潜む彼らの実態に迫る。

「中国の人たちだよ！」

築48年のその都営アパートは、東京都江東区深川のはずれにあった。

アパートの通路側に色褪せたピンクのタオルが干してあり、ひらひらと風に舞っていた。プラスチックのゴミ箱を通路に出している住人、アパートの玄関で世間話に興じる中年の女性たち、それに涼を求めてドアを開けばなしにしている老人世帯もあって、雑多な下



町の風景を作っている。

アパートの前で、私はメガネを取り出し、その光景と、手にしたパナマ文書の資料を交互に見入っていた。

ノルマ100億円。顧客は「本物の金持ち」のみ。私たちは知らない。富裕層をタックスヘイブンの国に誘う「カネの傭兵たち」の正体を。パンカーが実名で明かす本格ノンフィクション！

—何かの間違いじゃないのか？西インド諸島にペーパーカンパニーを置く株主が、こんな2DK、37m<sup>2</sup>の部屋に住んでいるなんて。

しかし、パナマ文書には、それを示す記載が確かにあるのだ。イギリス領ヴァージン諸島(BVI)に、「WEAL THY LAND ENTERPRISES LIMITED」という会社を置く「Shareholder(株主)が、この都営アパート3階に住んでいることになっている。それは、中米パナマの法律事務所、モサック・フォンセカが関与したタックスヘイブン(租税回避地)

法人の一つだった。

「WEAL THYLAND」とは、「富める者の地」という意味だろうか。

タックスヘイブンに法人を持つ人物は、六本木ヒルズのようなタワーマンションに住んでいるに違いない。そんな思い込みが私の中にはあって、「WEAL THYLAND」という社名はいかにも富者の会社らしいが、それとアパートの光景とには、あまりに落差がありすぎた。都営住宅について、東京都住宅供給公社はこんな説明をしている。

〈住宅に困っている収入の少ない方に対し低額な家賃でお貸しする住宅です〉

3階のその部屋のブザーを押し、何回かノックした時、横合いから小母さんが声をかけてきた。

「誰もいないよ。いるときは通路に洗濯物が干してあるから。このアパートと中国を行ったり来たりしている家族でね」

「あの、パナマ文書に……」。私が取材の意図を告げると、小母さんはそれを遮るように、「いや、パナマじゃなくて中国だよ」と言った。

「中国から帰化した人たちですよ。留守がちだから不用心でね、こんな人が多くなると困るんだよ」

「パナマ文書」は、タックスヘイブンでペーパーカンパニー作りを手伝ってきたモサック・フォンセカから漏洩した電子ファイルである。

この文書解析にあたった「国際調査報道ジャーナリスト連合」(ICIJ、本部・ワシントン)は、モサック・フォンセカが設立に関与したり、管理している21万4000の法人と株主名、住所をインターネット上で公開し、匿名性の壁を破ってタックスヘイブン法人の所有者を明らかにした。

それによって、アイスランドのグンロイグソン首相(発覚後辞任)やキャメロン・英首相、習近平・中国国家主席の家族やプーチン・ロシア大統領の友人など、世界中の指導者や経営者、その周辺がひそかに利用していたことが裏付けられた。

膨大な量のこの文書は、他にもたくさんのことを教えてくれる。例えば、タックスヘイブンを活用しているのは権力者や大企業の経営者だけではないという事実である。

「あなたもやりませんか？」

香港などでペーパーカンパニー設立を手伝ってきた元プライベートバンカーが言う。

「タックスヘイブンを利用するのはいまや珍しくも何ともないことですよ。プチ富裕層や事業家であってもペーパーカンパニーを設立してビジネスに生かそうとするのは、日本人がお茶漬けを食べるくらい当たり前のことです。

モサック・フォンセカでなくても、香港やシンガポールでも堂々と作れる。1000ドルほど出せば1ヵ月でできるんですよ。ペーパーカンパニーを設立する仕事自体もきれいなビジネスです」

珍しくも何ともない、というその言葉を裏付けるように、前述の都営アパート(低所得者向け)から歩いて約10分のところにも、「パナマ文書」に記載された株主がいる。住宅街のごく普通の中層マンションだ。

調べてみると、足立区の都民住宅(中堅所得者層向け)や練馬区のUR賃貸マンション(公団住宅)などにも、「パナマ文書」記載の株主が住居を置いている。いずれも、「モサック・フォンセカ」をエージェントに使って、BVIにペーパーカンパニーを設立していた。

拙著『プライベートバンカー』の取材をしていたとき、私自身が声をかけられたことがある。

「どうです、あなたも一つ、作ってみませんか？」

冗談交じりだったが、「海外に住んでいなくてもいいんです。東京にいても必要書類をキットで届けます」という言葉は強く印象に残った。まるで組み立て家具でも売るような軽い口調だった。

私はシンガポールや日本で多くの富裕層を取材したが、中にはペーパーカンパニーを三つも持っている不動産業者もいた。彼の趣味の一つは、堂々たる節税手法を駆使して、税務署の調査官を「そんな手があるのか」と唸らせることだという。

「まったく困ったもんだ」とパナマ文書の余波に頭を抱える資産家もいる。

「年寄りだからよくわからないんですよ。ヴァージン諸島なんて言われてもね。シンガポールのプライベートバンクに委託したら、(債券投資の)カネが自然に膨らんだだけだから。税務署(に目をつけられるの)も嫌だし、身内に知られるのも嫌だ。たかられるにきまってるからね」

彼らにとって、タックスヘイブンをペーパーカンパニーを利用することは特段、後ろめたいことではないのである。

ペーパーカンパニーを「vehicle」と乗り物に喩える表現もある。節税やビジネスに最適な乗り物というわけだ。シンガポールのプライベートバンカーはこう言っていた。

「もし、自分の名前を秘匿してペーパーカンパニーを作りたい場合は、Nominee と呼ばれる名義人を借りることができます。設立業者が用意してくれますよ。日本で都営アパートや公団住宅を住居地にされている方がいるのは、そのノミニーを使っているのかもしれないね」

### 「黒い目の外国人」

タックスヘイブンがいかに関日本で利用されているか。それを示す数字もある。パナマ文書の電子ファイルを国別で検索すると、日本国内で338ヵ所の住所(一部は重複、あるいは詳細な住所が不明)が現れる。タックスヘイブンにあるペーパーカンパニーの取締役や株主(一部は企業)の、日本における住居地である。

これを都道府県別に見ると、東京都に住所を置く者(企業を含む)がその半数の169を占める。前述の都営住宅や中層マンションの住人ももちろん含まれている。

続いて大阪府内が24、神奈川県22、愛知県が21、千葉県が20、埼玉県17、兵庫県が16。

それ以外は一ヶタだが、北海道、青森から鹿児島、沖縄にまで点在している。

総合すると、タックスヘイブンを活用している個人や企業は33都道府県にも広がっていた。言い換えれば、日本のたいていのところに、ペーパーカンパニーの持ち主や株主が存在しているのだ。

東京都内169ヵ所に住居を置くタックスヘイブン利用者(企業含む)をさらに細分化し、23

区別に分けてみる。港区が 53 と突出しているのは、六本木や赤坂、青山、台場などにニューマナー長者や若い事業家が住み、タックスヘイブンを活用しているからだろう。次いで渋谷区が 16、世田谷区の 11、千代田区の 9 と続く。23 区内では墨田区と葛飾区以外、すべてタックスヘイブン活用者が住んでいた。

この検索と分類はパナマ文書に記載された利用者のみに限られており、これ以前に内部告発者の手で流出した「オフショア・リークス」(2013 年 6 月、ICIJ のサイトでデータベースを公開)や、「ルクセンブルク・リークス」(2014 年 12 月、同公開)と検索の範囲を広げれば、さらに日本人の利用が多いことが裏付けられるだろう。

こうしたタックスヘイブン利用者を、国税庁調査官たちは、「黒い目の外国人」と呼ぶ。BVI やケイマン諸島のペーパーカンパニーを活用するのは、「青い目」の外国人や大企業と考えられていたが、東京国税局調査部で管理している外国法人の中には、「黒い目」の日本人経営者のものが少なくないからだという。

「その経営者が、どこにでもいる八百屋のオヤジや不動産業者だったりするんです。『なんでもあなたのような人がケイマンに会社を持っているのか?』と追及すると、『ケイマンなどのタックスヘイブンでなら、事業法人を設立するのに、役員などを揃える必要も、登記のためのコストをかける必要もなく、代行業者の手で短期間に作れて、国内より楽だったから』と答えるんですよ。

そうして、BVI やケイマンに形式上の本社を置き、日本の事業拠点はその外国法人の支店の形にしているわけですね。税務上は日本で法人税を払っていけば問題はないですが、どこか釈然としないところがありますよ」

税務関係者はそう言うのだ。

### 国税の意地

疑問の残る説明であっても、タックスヘイブンがからむと税務調査は手間がかかり、実態解明は難しくなる。さらに、その経営者や会社がシンガポールや香港、スイスなどのプライベートバンクに口座を開き、その口座の資金で海外不動産投資や証券投資を行っている、と、税務調査は一段と困難になる。

ところが、オフショア・リークス、ルクセンブルク・リークス、そしてパナマ文書と、タックスヘイブン利用の実態が明らかになったことで、日本の富裕層と海外のプライベートバンクに騒ぎが広がっている。

富裕層の一部はプライベートバンカーのアドバイスを受け、何年間も海外で税逃れを続けており、ICIJ のサイト上に自分や会社の名前が掲載されたことで国税当局に尻尾をつかまれるのでは、と恐れているのだ。

右の図は、シンガポールと BVI を利用して約 10 億円の証券運用を続けてきた富裕層 A さんの事例である。

A さんは関東在住だが、10 年前にシンガポールのプライベートバンカーの勧誘を受け、BVI にペーパーカンパニーを設立した。会社の役員には名義人を立てているから自分の名前は表には出ない。そのうえで、ペーパーカンパニー名義で約 10 億円の資金をプライベートバンクに預け、証券運用を続けている。運用益は毎年 5000 万円を下らないので、これまでに 5 億円以上の運用益を得てきたが、税務申告は一切してこなかった。

BVI は前述のようにタックスヘイブンの島だ。オフショア(租税優遇地)に分類されるシンガポールもキャピタルゲイン(債券や株式の売買益)課税は



ないが、こうした非課税のメリットを享受するには、日本に生活の拠点がない「非居住者」でなければならない。

関東に住んでいる A さんの場合は、すべて日本で申告し、約 20%の税金を納付しなければならなかった。海外口座を経由して投資していようと、実際に日本居住者なのだから納税の義務があり、これまでの行為は税逃れの疑いが強い。

ICIJ のサイト上に自分や会社の名前が掲載されたいま、これまで通りに納税を無視すれば、より悪質な脱税と判断され、強制調査を受ける可能性も出てくる。A さんは 2013 年度の確定申告から始まった「国外財産調書制度」にも違反してきたのだ。

この制度は、海外に 5000 万円を超す資産を持つ国民に対し、海外資産の内訳明細書を税務署に提出することを義務付けたものだが、A さんがプライベートバンクにあったペーパーカンパニー名義の資産を国外財産調書に記載すると、5 億円の証券運用益の所得隠しが発覚してしまう。このため、国外財産調書の無申告は罰則があるのを知りながら、頬かむりしたままだったのである。

さて、パナマ文書騒ぎで自分の脱税も見つかるだろうと観念して自主申告するか、それとも別のタックスヘイブンの国へ資産をこっそり動かすのか、あるいはこのまま放置するのか。A さんとプライベートバンカーの悩みは深い。

来年からは富裕層の海外資産を把握するため、国家間の「自動的(税務)情報交換制度」がスタートする。海外への「資産フライト」を続けてきた富裕層に対する包囲網がようやく形を見せ始める。

きよたけ・ひでとし/75 年読売新聞社入社。警視庁、国税庁などを担当。'04 年より読売巨人軍球団代表。'11 年同代表等を解任され、係争に。現在はノンフィクション作家として活動。著書に『しんがり 山一証券最後の 12 人』『奪われざるもの SONY「リストラ部屋」で見た夢』(講談社+α 文庫)など

#### パナマ文書調査委、2氏が辞任...政府の干渉受け 読売新聞 2016年08月08日

【リオデジャネイロ＝吉田健一】英BBC(電子版)は6日、パナマ文書問題を受けてパナマ政府が設置した調査委員会の委員のうち、2氏が辞任したと報じた。

辞任したのはノーベル経済学賞受賞者の米経済学者ジョセフ・スティグリッツ氏と、スイスの刑法専門家マーク・ピース氏。調査に対する政府の干渉が理由という。調査委は、パナマがタックスヘイブン(租税回避地)として国際的な批判を受けたため、国内の金融システムや法律の透明性を検証し、信用を回復する狙いで4月に設置された。

#### 国際節税防止ルール、パナマが参加へ 日本経済新聞 2016年8月10日

日本などが加盟する経済協力開発機構(OECD)は、企業の過度な節税を防ぐ国際共通ルールにパナマを加える方向で調整に入った。パナマは租税回避地(タックスヘイブン)の節税実態を暴露した「パナマ文書」の舞台となり、国際社会から厳しい視線が向けられていた。国際社会と協調して過度な節税を防ぐ姿勢を示す。

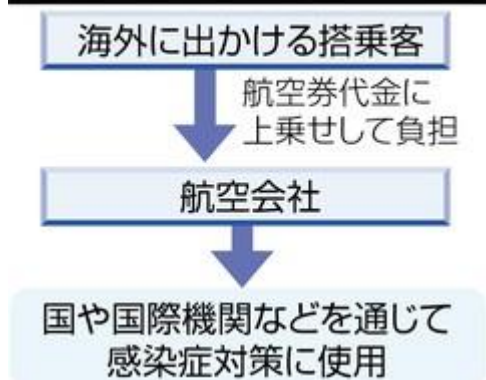
#### <知らなくていいの? 税の仕組み>環境、貧困対策の資金に 国際連帯税 航空券の購入時に徴収 東京新聞 2016年7月21日

環境や貧困など、地球規模の問題の解決に税収を充てる国際連帯税への注目が増している。パナマ文書でタックスヘイブン(租税回避地)の実情の一部が明らかになり、世界的に税の仕組みに関心が高まったことも一つの契機になっている。連帯税の一つで、株式や為替など金融商品市場の混乱を防ぐ狙いの金融取引税も欧州で導入準備が進んでおり、国内でも検討する機運が高まりつつある。(白井康彦)

「海外に出かける航空券を買うとき、少額を徴収するのが航空券連帯税。飛行機に乗ることで自然に国際貢献ができる仕組みです」。国際連帯税に詳しい横浜市立大の上村雄彦教授（国際政治学）は、こう解説する。

航空券連帯税は国際連帯税の一つで、二〇〇六年のフランスを皮切りに、現在、韓国やチリなど十四カ国が導入している。用途は途上国の感染症対策が主で、この税収を活用する国際機関「ユニットエイド」も〇六年に創設されている。日本では導入されていないが、フランスや韓国などを訪れると、日本人も出国するときの航空券を買うときに、この税を負担している。

### 航空券連帯税の仕組みの概要



国内では、民間団体「グローバル連帯税フォーラム」や国会議員を中心とする「国際連帯税創設を求める議員連盟」などが導入を目指して活動している。上村教授によると、税額をエコノミークラスで五百円程度、ファーストクラスで五千円程度とした場合、税収は三〇年には単年で約九百五億円が見込まれる。

外務省も、毎年度の税制改正要望では「政府開発援助（ODA）だけでは必要な資金を確保できない」と、導入に前向きな姿勢をみせている。ただ、関連業界などからの反対意見もあり、導入のめどはまだ立っていない。

既に導入している多くの国では、この税は国際連帯税の本格導入への第一歩とみられている。将来の導入が目指されている国際連帯税の中でも、このところ最も注目されているのが金融取引税だ。金融機関や投資ファンドなどが株式や債券、為替などの金融商品を取引する際にかかる税金で、短期売買を繰り返すほど、税がかかる仕組みだ。

〇八年のリーマン・ショックに象徴される金融危機では、それまでの金融機関などによる過大な利益追求が市場の大きな混乱の元になったと指摘されているほか、投資に失敗した金融機関の救済のため公的資金が投入されたことに各国で国民の批判が高まった。金融取引への課税により投機的な取引を抑制することも金融取引税の狙いだ。

欧州連合（EU）の十カ国は昨年十二月、共通の金融取引税を導入することで合意。実施に向けて準備を進めている。

日本では、導入に向けた動きはまだ具体化していない。ただ、タックスヘイブン問題への関心の高まりやEUの動きなどで、注目は増している。

上村教授は「タックスヘイブンへの課税強化と金融取引税で年間五兆～六兆円もの税収が得られる可能性がある。それを財源にすれば、保育士や介護士の待遇改善や大学生向け給付型奨学金制度導入などが可能になる」としている。

<国際連帯税> 貧困や気候変動、疫病、途上国支援といった世界的な問題への対策資金確保を目指す。2002年の国連開発資金国際会議で初めて検討された。航空券連帯税や金融取引税のほか、具体的な動きには至っていないが、航空・海上輸送税、多国籍企業税、武器取引税などの案もある。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

